

川崎市（幸区役所）
（中原区役所）
（高津区役所）
（宮前区役所）
（多摩区役所）
（麻生区役所）

NHK放送が受信できる設備における新たな受信契約漏れの発覚について

全国の自治体でNHK受信料の契約漏れが報じられていることを受け、令和7年4月に実施した全庁的な調査の結果、102件の契約漏れが発見されたことについて、令和7年5月23日に御報告したところですが、専らモニターとして使用するテレビが、契約の対象となることが確認されたことなどにより、この度、6つの区役所において、合計30台の契約漏れが新たに発覚しましたので、御報告いたします。

適正な事務処理がされず、市民の皆様の信頼を損ねることとなり、深くお詫び申し上げます。

未契約のものについては、現在、NHK横浜放送局と協議を進めており、適切に契約及び支払い事務を進めてまいります。

今後につきましては、各区役所において、総務企画局が発出したNHK受信契約漏れに関する注意喚起を促す通知文（以下「総務企画局通知文」という。）について改めて周知徹底するとともに、モニター等に明示した受信契約の有無等を複数人で確認することなどにより、再発防止に努めます。

1 対象数（追加分）

	地上波放送が受信可能なTV	衛星放送が受信可能なTV	NHKが受信可能な車載カーナビ	合計
幸 区 役 所	6 台	0 台	0 台	6 台
中 原 区 役 所	3 台	0 台	1 台	4 台
高 津 区 役 所	0 台	2 台	0 台	2 台
宮 前 区 役 所	1 台	0 台	0 台	1 台
多 摩 区 役 所	0 台	0 台	3 台	3 台
麻 生 区 役 所	1 4 台	0 台	0 台	1 4 台
計	2 4 台	2 台	4 台	3 0 台

※ 川崎区役所については、追加分はありません。

2 経過

- ・ 令和7年4月に実施した全庁的な放送受信設備台数調査の結果、102件の契約漏れが発見されました。
- ・ 同年7月にNHK受信契約漏れに関する注意喚起を促す総務企画局通知文が発出されたことを受け、改めて、麻生市民館を所管する麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課において、館内の設備の確認を行ったところ、同館のホールや楽屋等でモニターとして利用している設備が、テレビの受信機能を有することが発覚しました。
- ・ これを契機に、麻生区役所内の再調査を行ったところ、市民館の13台を含む計14台について、NHK受信契約を結んでいなかったことが確認されました。
- ・ 麻生区役所から、市民館を所管している点において同じ環境にある全ての区役所に情報共有を行い、他区において7月～8月にかけて再調査を実施したところ、麻生区役所を含め、6つの区役所で計30台の契約漏れが発覚しました。

3 原因

毎年度、総務企画局総務部庶務課にてNHK放送受信料支払いのために放送受信設備台数調査を行っていますが、今回発覚した受信設備を備えるテレビは、主に市民館におけるホール舞台調整室や楽屋等においてホール内の状況を映すモニター、会議室等において利用者が持参した映像等を投影するモニターなど、通常のテレビとして利用がされていないものであるため、各区役所において、放送受信設備台数調査の対象であるとの認識がなかったことから、適切に台数を把握しておらず、報告の漏れが生じたものです。

とりわけ、令和7年4月に実施された全庁的な調査においては、公用車のカーナビゲーションシステムを含め、当該認識を改めた上での的確に対応する必要があったにもかかわらず、対象受信設備を誤認したまま調査を実施したことが主な原因であると考えています。

4 今後の対応及び再発防止策

未契約のものについては、現在NHK横浜放送局と協議を進めており、適切に契約及び支払い事務を進め、支払額については、各案件の状況等をNHKと協議し、精査してまいります。また、今般の契約漏れにおいては、業務上テレビの受信設備を必要としないものが多く含まれていたことから、受信設備のないものへ入れ替えるなど、必要な見直しを行います。

再発防止策として、各区役所において、NHK受信契約漏れに関する注意喚起を促す総務企画局通知文について、管理職会議等を活用するなどにより、周知徹底いたします。

また、テレビやモニター等の設備に受信契約の有無等を直接明示することで、設置状況等を的確に把握できるようにするとともに、毎年のNHK放送受信契約に係るテレビ等受信機の設置状況等の照会への対応に当たり、管理監督者を含めた複数人による確認を行うなど、各区役所において保有する設備の状況等に応じた取組を進めます。

《参考》対象数（設置場所別）

	区役所庁舎等	市民館	公用車	合計
幸 区 役 所	0 台	6 台	0 台	6 台
中 原 区 役 所	2 台	1 台	1 台	4 台
高 津 区 役 所	0 台	2 台	0 台	2 台
宮 前 区 役 所	0 台	1 台	0 台	1 台
多 摩 区 役 所	0 台	0 台	3 台	3 台
麻 生 区 役 所	1 台	1 3 台	0 台	1 4 台
計	3 台	2 3 台	4 台	3 0 台

問合せ先

（本件問合せ全般に関すること・麻生区の NHK 受信契約漏れに関すること）

麻生区役所まちづくり推進部総務課長 永石 電話 0 4 4－9 6 5－5 1 0 6

（幸区の NHK 受信契約漏れに関すること）

幸区役所まちづくり推進部総務課長 郷野 電話 0 4 4－5 5 6－6 6 0 2

（中原区の NHK 受信契約漏れに関すること）

中原区役所まちづくり推進部総務課長 永井 電話 0 4 4－7 4 4－3 1 2 2

（高津区の NHK 受信契約漏れに関すること）

高津区役所まちづくり推進部総務課長 若林 電話 0 4 4－8 6 1－3 1 2 0

（宮前区の NHK 受信契約漏れに関すること）

宮前区役所まちづくり推進部総務課長 島崎 電話 0 4 4－8 5 6－3 1 2 2

（多摩区の NHK 受信契約漏れに関すること）

多摩区役所まちづくり推進部総務課長 大塚 電話 0 4 4－9 3 5－3 1 2 2